

「坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

坂 城 町 長

坂城町条例第 2 3 号

坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

坂城町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。